

【 令和 8 年度第 2 回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和 8 年 7 月 27 日（月）

場 所：中標津町役場 1 階 101 号会議室

出席者：13 名（中標津町自治推進会議委員 7 名、ファシリテーター 1 名、事務局 5 名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 題

[進行：東田ファシリテーター]

町民憲章 唱和



（昭和 40 年 7 月 1 日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るいまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

※ 議案に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

- （1）今年度のスケジュールについて
- （2）そこそこ頑張る条例改正案について
- （3）答申書の内容について
- （4）解説書の修正作業について
- （5）自治基本条例の広報について
- （6）その他

4 閉 会

<配付資料>

- ① 会議資料 1：2026 年度自治推進会議スケジュール
- ② 会議資料 2：そこそこ頑張る条例改正案
- ③ 会議資料 3：中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（案）

<会議結果報告>

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題



※前回の振り返りと本日の課題確認

東田ファシリテーター

第1回会議前に町長より受けた諮問に鑑み、本会議として答申書を提出する旨が改めて確認された。

会議内容を振り返る。そこそこ頑張る条例改正案については、第4章の主語を「町内会とは」と「町民活動団体とは」に区分し、それぞれの役割や目的等について明確化した。

本日は、条例改正案の詳細な内容や表現方法について掘り下げる。

答申書の内容案については、条例改正への意見、まちづくりに関する附帯意見の内容を整理するため、東田案を作成した。

解説書の修正作業については、勉強会で出た意見を参考に会長、添削が得意な委員、事務局も含めて三者で整理していくことになったので進捗状況を確認する。

イベント開催については、「イベント」という形ではなく、別の方法で自治や条例改正の趣旨を効果的に広く浸透させるための新たな周知方法を継続して検討することとした。

議題（１）今年度のスケジュールについて

東田ファシリテーター

前回第1回会議からの変更点は、11月までに決定した会議開催日を追記したことである。

条例改正案についての話し合いは、1月末を目途に答申書を提出するため、今回第2回会議を含めて残り3回である。

答申書の中で、条例改正とは別に附帯意見についても記載する予定である。附帯意見については、町民ファシリテーターのことや、その他盛り込むことを整理する。答申書は、期日までに完成に向けて内容の整理を進める。

解説書については、添削が得意な委員を中心に、会長と事務局も交えて作業をしているが、こちらも、答申までに完成されることが望ましいが、時間的猶予はある。

また、事務局より今後のスケジュールに関することで連絡がある。

事務局

議会より、議会基本条例の内容について目途が立ったことに伴い、自治推進会議と意見交換を実施したい旨の打診があった。時期は、9月末頃が良いとのこと。

東田ファシリテーター

1月に議会運営委員会と意見交換をした際、議会基本条例を制定する予定との報告があった。自治基本条例の中で、議会についての条文があるため、今回制定する議会基本条例と矛盾や齟齬が生じないよう相互に確認を図る機会となる。

会長

昨年度実施した意見交換と同様の流れを想定している。

意見交換に参加出来ない委員で質問を考える形で進めてはどうか。

東田ファシリテーター

質問を考えるに際し、事前に議会基本条例に関する資料等を提供してもらえると有り難い。

事務局

議会事務局に確認する。

(日程候補日から参加可能者が多い日時を確認)

委員の都合を確認した結果、意見交換は、9月30日(水)の13時30分からで先方と調整する。

東田ファシリテーター

自治基本条例についても、条例改正案の内容が確定したら、議会に確認してもらった方が良いか。

委員

条例改正の内容をどこまで報告すれば良いか。報告が可能な段階まで進められるか。

東田ファシリテーター

詳細を報告するには、9月は時間的にも困難である。また、改めての日程調整も必要になるか。

会長

9月30日(水)の意見交換の際に、自治基本条例改正案を提出する旨の基本方針を報告すれば良いのではないかと。

議会基本条例に関する意見交換は、9月30日(水)で調整

議題(2) そこそこ頑張る条例改正案について

東田ファシリテーター

本日は、第15条、第16条について話したい。第15条第1項の町内会については、第7期中標津町総合計画後期基本計画の11ページ主要施策(5)自治・コミュニティ活動の推進の記述を引用した。また、「共助の基盤」は、昨年度実施した議会との意見交換の際に議員より提案された経緯があり重要なキーワードとして追加した。

委員

第15条1項で、「町内会とは、地域の総意を代表する組織」とある。もちろんそれが理想だが、一方で、中標津町の町内会加入率は、令和6年時点で33.6%となっており、現状を鑑みると「地域の総意」と表現することは実態との乖離や違和感がある。

委員

「総意」と定義されると実際に地域で活動する側の立場として、心理的負担が大きい。

東田ファシリテーター

「地域の総意」ではなく、「地域の意見」、または「地域の意見を代表する」という表現に変更してはどうか。

委員

「地域の意見」という表現の方が、実態に即しており適切であると思う。

会長

AIの提示では、「町内会とは、地域に暮らす住民が自主的に組織し、地域コミュニティの基本的な単位として地域課題の解決や、住民相互の支え合いを通じて町民主体の自治を実現に寄与する団体」となっている。今後の文言精査に向けた一つの参考とするのも良いと思う。

会長

第7期中標津町総合計画後期基本計画では地域コミュニティとあるが、条例制定検討時、条文には可能な限り片仮名を使用しない考えだったため、その考えでいくとコミュニティは不要ではないか。

委員

第7期中標津町総合計画後期基本計画での地域コミュニティは、必ずしも町内会のみを指しているわけではないと考える。

東田ファシリテーター

文言を「地域組織」と置き換えても、組織としての意味は十分に合致する。

会長

第15条2項「自由な」社会貢献活動とあるが、「任意」の方が良いのではないか。

東田ファシリテーター

「自由な」は、NPOの根拠法である特定非営利活動促進法から抜粋した言葉である。しかし、対象となる団体が自ら進んで活動を行う主体であることを明確にするため、「自発的な社会貢献活動」という表現に修正する。

東田ファシリテーター

次に、第16条の役割について話し合う。以前、そこそこ頑張る条例改正案を作成するに際し、各町内会会則を確認した。活動目的を比較すると多くの町内会で対象者はそこに暮らす町民全体または会員に対してとしており、会員に限定している町内会は僅かだった。また地域が抱える課題としては、子育てや福祉など暮らしに密着しているものが目立ち、町民の自治を支えているのが町内会であるという実態が多くみられた。

会長

対象者について、中には自宅と会社の所在地の2つの町内会に重複して加入している町民も存在するため、「そこに暮らす」や「居住する」は不要ではないか。

また、町内会の役割としては、会員相互の交流や支え合い、地域活動の取りまとめのほか、高齢者の見守りをはじめとする住民の「命や暮らしを守ること」が挙げられると考える。

委員

第15条で既に町内会については定義されているため、この条では「居住する」は不要ではないか。むしろ、先ほど会長から提案のあった「命と暮らしを守る」といった具体的な役割の文言を、この役割に記載すべきであると考え。

東田ファシリテーター

町内会活動をする上で、町内会会則を意識しているか。各町内会の会則を比較すると異なる内容が多かった。

委員

町内会を結成するにあたり、組織の規範として町内会会則が存在することが望ましいという観点から、当初作成した経緯がある。

委員

活動する中で会則を意識している感覚は薄い。しかし、活動を振り返ると結果的に会則に沿った内容になっている。活動の根本にあるのは、あくまでも「地域住民のために活動する」ということである。

委員

昔は、町内会の主な活動は地域住民の交流であった。しかし、現代では、防災対策が中心となって

いる。

第2項で、そこに暮らす「町民全体または町内会会員に対して」とあるが、町内会役員としては、まずは町内会会員を先にしたい。町内会加入を促進する意味でも、加入しているからこそその利点が必要ではないか。加入未加入で同等ではなく、加入している方にこそ重点を置きたいと考える。

委員

町内会の回覧板を通じて、地域の活動やイベントなどの情報を得ることも可能であるため、地域における「情報共有」も町内会の重要な役割として挙げられるのではないかと考える。

委員

第3項の町民活動団体について、第15条定義と第16条役割は、同様の内容ではないかと考える。

東田ファシリテーター

第16条第4～6項は既存（現行では第1項～第3項）のものでこれに影響が出ないように整合性を図りながら第1項～3項を作成した。

委員

第15条定義と第16条役割は区別が困難なため、まとめてはどうか。

東田ファシリテーター

第15条、第1項第2項と第16条第1項～第6項まで全てを改めて整理するととなると多大な時間を要する。

委員

第15条と第16条を一つに、定義と役割をまとめて記載する形にしてはどうか。

委員

第17条第1項について、主語が「町民は」となっているが、文脈から判断すると主語は「町内会は」になるのではないかと考える。もしそうであれば、現行の第17条第1項を削除し、第2項を新たな第1項へと繰り上げる形にしてはどうか。

東田ファシリテーター

今回の意見を踏まえ、次回までに条例改正案の素案を再考する。

今回の意見を踏まえて改めて第15条、第16条の素案を再考し、次回話し合おう！

議題（3）答申書の内容について

東田ファシリテーター

4ページで中標津町自治基本条例の見直しの検討結果について記載している。町内会の必要性についてあげられる事項を●で5項目にわたり記載した。自治基本条例制定当時、明確に「町内会」と記載したのは、全国的にみて初めてではないかと注目され、町内会の加入率促進や活動についてもさらなる期待があった。しかし、町内会としての組織率も低下している現状であり、今後起こりうる災害・防災対策の視点から見た課題もあるため、自治推進会議や行政として、自治の推進を促進し、町内会の重要性を強く表現する必要があるため条例の改正を求める旨を記載した。

また6ページでは、町内会加入促進と運営に支援を要望する意見と今までの会議や意見交換で出

た意見をアイデアとして記載した。

次に、7ページ(2)検討を行っていただきたい課題を附帯意見として、記載する予定である。

●町民ファシリテーターについて

町民ファシリテーターの経緯、現在の繋がりについては、N-CANに素案の作成を依頼するか、取材をさせていただきたいと考えている。その上で、町民自治における役割や必要性、さらには自治推進会議として町長や行政に望むこと等を記載したい。

●中標津町在住外国人について

昨年度、在住外国人、在住外国人と接する町民と対話をした。町民側の変化という視点では、受け入れ地域の町内会などとの関係性は現状は良好であった。しかし、町民全体では、同様の安心感が浸透しているとは言い難いため、PRが必要である旨を記載した。

また、在住外国人が生活しやすくなる工夫が必要と考え、公共施設の環境整備、さらには地域行事への積極的な参加を促進していくなどの施策を展開していくことで、中標津町が目指す「国際的なまち」への有効な方策になるのではないかと提示したい。

●若者の参加について

高校生との対話で、自治への興味や参加の意欲があることがわかったが、自治推進の動きに取り込んでいく方法については、自治推進会議による対話と検討だけでは、現段階で明確な結論に至らなかった。しかし、次世代を担う若者の自治の推進は大変重要なことであるため、今後も継続的に検討を要望したい。

東田ファシリテーター

町民ファシリテーターの現状について N-CAN より報告願いたい。

会長

今年の6月に、対話の場で町民ファシリテーターを活用している各部署の担当者との顔合わせを実施した。各々の取り組み状況、参加したワークショップの報告や、町民ファシリテーターを活用した対話の場にどのような成果を期待するかについて意見を求めた。複数の部署の担当者と町民(N-CAN)が同じ場に集い、対話を実現できたことは非常に印象深い出来事であった。

委員(N-CAN メンバー)

普段は、役場職員という立場で職務を全うしているが、横断的に他部署が対話し、その場にファシリテーターを活用することで、部署の壁を越えて多角的な視点から解決策を探ることが可能になったと考える。

会長

中標津町は町民ファシリテーターの先進の地として全国的に注目されている。その一環として、本年8月には関西大学によるヒアリングを受ける予定である。

東田ファシリテーター

ファシリテーターは、北海道の重要施策に位置づけられている。町民ファシリテーターについては、進捗を確認していく。

なお、本日説明していない答申書案の内容については、次回の9月自治推進会議までに、目を通してきていただきたい。

3つの附帯意見の整理を継続して行う。次回会議までに答申書案を読み込もう！

議題（４）解説書の修正作業について

担当委員

解説書の修正作業については、現在までに会長、事務局、私の三者で計2回集まり作業を行った。具体的な進め方としては、我々三者の意見だけでなく、生成 AI による提示案も交えながら検討を重ね、現在は第 11 条の修正まで作業が進んでいる状況である。

また、その作業の中で、条文ごとに重要なポイントを箇条書きで分かりやすく記載してはどうかという案も出されている。

東田ファシリテーター

現在の進捗状況については了解した。解説書の完成に向けて、引き続き会長、担当委員、事務局で作業を進めてもらいたい。



生成 AI も活用しつつ、会長、担当委員、事務局で引き続き作業を進める。

議題（５）自治基本条例の広報について

東田ファシリテーター

今回の広報は、自治基本条例自体を理解してもらうためのものである。前回の事務局の話を踏まえると、町広報紙を活用する場合は、令和9年5月以降に掲載となる。また、町公式ホームページもリニューアルするため、その際分かりやすく掲載するという案もある。さらに、町内会へ今回の条例の改正内容を知ってもらうために説明会の実施も考えている。場合によっては、予算措置が必要となるため、来年度の予算編成時期に間に合うように方向性を決定する必要がある。

会長

前回の会議以降、町の別の会議の場においてゲリラ町民憲章を実施した。

以前、漫画を活用した広報の案があったが、ストーリーや作画等の面でハードルが高く一度断念した経緯がある。最近では、AI を活用した画像生成も多く存在するため、改めて実現できるか検討してはどうか。

東田ファシリテーター

当時、漫画案を出した委員（本日欠席）に次回9月の自治推進会議で意向を求めることとしたい。

効果的な周知方法を引き続き検討する。また、漫画製作についても改めて次回検討する。

議題（６）その他

次回会議は、９月 30 日（水）19 時から 101 会議室で開催予定。

４ 閉会

まとめ

- (1) 今年度のスケジュールについて
 - ・会議資料1のとおり。（会議開催日時を追記）
 - ・議会との意見交換を令和8年9月 30 日（水）13:30 からで調整する。
- (2) そこそこ頑張る条例改正案について
 - ・第 15 条、第 16 条について今回の意見を踏まえて改めて整理し素案を作成する。（定義、役割の整理をする。）
- (3) 答申書の内容について
 - ・3 事項の附帯意見を掘り下げる。
 - ・次回までに答申書案を読み込む。
- (4) 解説書の修正作業について
 - ・生成 AI も活用し、引き続き会長、担当委員、事務局で作業を進める。
- (5) 自治基本条例の広報について
 - ・効果的な周知方法を引き続き検討する。
 - ・漫画製作についても改めて次回検討する。
 - ・来年度の予算編成時期までに、方向性を決定する。
- (6) その他
 - ・次回は、令和8年9月 30 日（水）19:00～場所は 101 号会議室